

マンション施策推進検討会の設置について

1 設置の趣旨

- 東京においてマンションは、都民の主要な居住形態として広く普及しており、都民に不可欠な生活の基盤となっている。現在、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が進行しており、一たびマンションが管理不全に陥れば、周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。
- 「『未来の東京』戦略」（令和3年3月策定）で示された2040年代に目指す東京の姿を実現するため、長期的な視点に立ちマンションの適正な管理や円滑な再生の促進を図る施策を推進し、良質なマンションストックを形成することが必要である。
- 都は、平成31（2019）年3月に、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号。以下「マンション管理条例」という。）を制定するとともに、「東京 マンション管理・再生促進計画」本計画を令和2年3月に策定し、同年4月から条例に基づく管理状況の届出制度を開始した。
- 国では昨年6月にマンション管理適正化法とマンション建替え円滑化法が改正された。
- これらの状況と新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢の変化を踏まえ、新たな課題に対し的確に対応するため、マンション施策の今後の進め方について検討する。

2 検討スケジュール

- | | | |
|------|-----|--------------------------------|
| 令和3年 | 8月 | 第1回検討会 |
| | 11月 | 第2回検討会 |
| | 12月 | 第3回検討会（必要に応じて開催を検討） |
| | | 検討内容を踏まえて施策に反映 |
| 令和4年 | 2月 | 法に基づく町村部の管理適正化推進計画（案）パブリックコメント |
| | 3月 | 管理適正化推進計画 策定 |